（在外投票用封筒の様式）

第五十七条　令第九十四条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十七号様式に準じて調製しなければならない。

2　令第百一条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十八号様式に準じて調製しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第五十八条　令第九十四条第一項及び令第百一条第一項に規定する請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

（在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類）

第五十九条　令第九十六条第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であって、第八条第一項第一号に掲げる書類（同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあっては、同項第二号のイに掲げる書類）とする。

2　法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

（在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式）

第六十条　令第九十八条第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第六十号様式に準じて作成しなければならない。

（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）

第六十一条　令第九十九条第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第六十一号様式に準じて調製しなければならない。

（投票用紙及び投票用封筒の返還があった旨の投票用封筒の記載）

第六十二条　在外公館の長は、令第百三条第一項の規定により読み替えて適用される令第九十二条第二項又は令第百四条第二項の規定により投票人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第九十四条第三項の規定により当該投票人に対して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があった旨の記載をしなければならない。

（在外投票に関する調書の様式）

第六十三条　令第百六条第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第六十二号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）

第六十四条　令第八十九条第四項に規定する在外投票人の不在者投票に関する調書は、別記第六十三号様式に準じて調製しなければならない。

（指定在外投票区等における投票録の様式）

第六十五条　法第三十四条第二項に規定する指定在外投票区における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その一に準じて調製しなければならない。

2　法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、第五十五条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

第六章　開票並びに国民投票会及び国民投票分会

（立会人となるべき者の届出書及び承諾書の様式）

第六十六条　開票立会人、国民投票会立会人及び国民投票分会立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、それぞれ別記第六十五号様式及び第六十六号様式に準じて作成しなければならない。

（開票録及び国民投票録の様式）

第六十七条　開票録及び国民投票録は、それぞれ別記第六十七号様式及び第六十八号様式に準じて調製しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十二年五月十八日から施行する。

別記第一号様式（投票人名簿の様式）（第一条関係）

その一

住所	氏名（ふりがな）	生年月日	性別

登録	年月日	住民票作成日 転入届出日	年月日	投票区
表示・表示の消除（理由及びその年月日）	年月日	備考		
抹消（理由及びその年月日）	年月日			

市（区）（町）（村）選挙管理委員会印

備考

1　「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。

2　法第28条第2項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

3　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。

4　令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。

5　投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

6　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

その二

住所（ふりがな） 氏名	生年月日	性別	登録年月日	住民票作成日 転入届出日	表示・表示の消除（理由及びその年月日）	抹消（理由及びその年月日）	投票区	備考
								市（区）（町）（村）選挙管理委員会印